

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待とは？

前回に続き「身体的虐待」の事例から紹介します

事例②

私が物心ついたころから高校生のころまで、父親からひどい虐待を受けていました。髪をつかんで部屋中引きずり回されたり、バスルームで足首をつかんでバスタブに逆さづりにつけられたり、ひどいものでした。しかし、顔面が腫れあがり、体中アザだらけになって学校に行っても周囲の人は誰も気に留めてくれませんでした。母親さえも私のことをかばってくれませんでした。

事例③

息子の2歳の反抗期ころから私の強さや、わがままに耐えきれず、ぶつたり蹴ったりが始まり、かわいいとき、憎らしいときと、ものすごくギャップのある生活でした。私自身がパニックになって息子にビンタしたりしているときは、止められない状態になり、殺してしまうのではないかと思っていました。子どもと対立して、子どもを負かすために殴っていたと思います。

「性的虐待」

性的虐待には、子どもへの性交や、性的行為の強要・教唆、子どもに性器や性交をみせる、などが挙げられます。

性的虐待は、本人が告白するか、家族が気付かない限り、なかなか顕在化しません。実父や義父などから「お母さんに話したら殺すぞ」などと暴力や脅しで口止めをされているケースも少なくありませんし、開始年齢が早いと、子どもは性的虐待だと理解できないこともあります。

私たちは、性的虐待なんて起こるはずない、と思いがちですが、実際に乳幼児時期から発生していますので、注意を払ってください。また、実母や義母などの女性から男の子どもに対しても起こります。

事例①

私は、4歳から5歳のときは保育園のおじさんに、小学5年生の冬には伯父にいたずらをされたことがあります。小学6年生になると、それまで私に冷たかった義父が優しくなり、私は父に気に入られようと一生懸命にイイ子になろうと努力しました。母は夜働いており、義父は風呂場で体に触り、性的な行為をさせました。

事例②

母は感情が高ぶると姉と私をたたいたり蹴ったりしました。小学生になると、父が姉と私に性的ないたずらをするようになりました。私たち姉妹は、口止めされ、母に言えずにいました。5年ほど続いた後、そのことを母が知ることとなりましたが、いまも両親は夫婦でいます。

※次回も、その他の事例を紹介いたします。



村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。